

産業連関幹事会  
基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第 1 回）  
議事概要

1 日 時 平成 23 年 6 月 23 日（木）15：00～16：45

2 場 所 経済産業省別館第 1020 号会議室

3 出 席 者

内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行  
事務局

4 議 題

- (1) 公的部門の分類の格付け見直しについて
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 公的部門の分類の格付け見直しについて

ア 公的部門の格付け見直しの背景及び国民経済計算における公的部門の分類基準の見直しの概要

事務局から、資料 1 により、公的部門の分類の格付け見直しが基本計画に盛り込まれた背景について、また、資料 2-1～2-6 により、国民経済計算における公的部門の分類基準の見直しの概要について説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- 国民経済計算において、政府サービス生産者の一つとして「社会保障基金」が設けられている理由は何か。
  - ← 所得の二次分配、すなわち政府による再分配機能の一つとして、社会保険の支給、給付、積立金を計上する機能が必要であり、その主体として「社会保障基金」が設けられているものと考えられる。
- 国民経済計算における政府諸機関の分類基準において、その対象としている政府諸機関に関し、認可法人の場合、「民間法人化された認可法人は除く」旨の規定がある。したがって、民間法人化された公益法人は除外されると理解して良いのか。
  - ← そのとおり。そうした民間法人まで含めた場合、基準の対象が多くの民間産業にまで広がってしまう。

イ 産業連関表における公的部門の分類の格付けの見直し（試案）

事務局から、資料 3-1～3-3 により、産業連関表における公的部門の分類基準の見直し（分類基準の変更試案）について説明が行われた。

ウ 産業連関表における生産活動主体分類の分類基準の変更に関する主な論点

事務局から、資料 3-4 により、産業連関表における公的部門の分類基準（変更試案）に係る論点 4 事項について説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見及び当面の方向性等は次のとおり。

【社会保障基金への該当性】

- 社会保障基金を「準公務」に格付ける理由として、民間会社も同種の保険を出していることを挙げている。しかし、社会保障基金の要件として強制加入・負担というものがあり、一方、民間保険はまさに金融商品であって政府が強制的に加入させるものは異なっているので、金融面から見ると、類似の商品とは考えられない。
  - ← ここは、保険のサービス面を重視するか、または制度面を重視するかで考え方が変わる。指摘のとおり、民間保険と同じものではないという考え方もあって、そうした考え方を採れば「準公務」ではなくて「公務」になる。
- 「公務」と「準公務」は、推計方法はコストの積み上げであるという点では共通しているが、「公務」に格付けられたものは「公務」部門に含まれるのに対し、「準公務」に格付けられたものは、「公務」部門以外の（★★付きの）部門に含まれることから、表章上の取扱いが異なる。
- 社会保障基金か否かを格付けの基準として設定した場合、部門の統合、組替の必要が生じるため影響が大きい。このため、ただちに基準の妥当性を判断することは困難である。

（当面の方向性等）

「社会保障基金への該当性」を産業連関表における生産活動主体分類の分類基準の一つにするか否か、また、当該基準とした場合の格付けについては、今後、更に検討する。

【金融機関への該当性】

- 金融機関へ該当するとして格付けが変更になる預金保険機構や農林水産業協同組合保険機構については、民間事業者において同様に保険金を払うというものがあることから、基本的に民間事業者である。そのサービスの対象は金融部門であることから金融補助機関に分類され、この考え方を基本にすれば、産業連関表において金融機関に格付けられることは全く問題がないと考える。

（当面の方向性等）

暫定的な整理として、産業連関表における生産活動主体分類の分類基準の一つに「金融機関への該当性」を設けることとする。

【市場性の有無】

- 売上高が生産費用の 50%以上あれば、赤字企業であっても、市場性は有ると見なされるのか。
  - ← 市場性の有無の判断に当たり、対象機関が赤字企業か否かは特に関係なく、

外形的に売上高が生産費用の50%以上あれば市場性は有るものと判断される。

(当面の方向性等)

暫定的な整理として、産業連関表における生産活動主体分類の分類基準の一つに「市場性の有無」を設けることとする。

**【政府の所有・支配の有無】**

- 産業連関表において、特段の事情がない限り国民経済計算との整合性を図る必要があると思うが、接続表の取扱いをどうするか等については別途検討する必要がある。

(当面の方向性等)

暫定的な整理として、産業連関表における生産活動主体分類の分類基準の一つに「政府の所有・支配の有無」を設けることとする。

(2) その他

公的部門の分類の格付け見直しに関する次回の検討に当たっては、事務局から各府省庁に対し次回の検討資料に関する照会を行い、その結果を踏まえた検討資料により検討を進めることとなった。

以上

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第2回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成 23 年 7 月 21 日（木） 16：05～17：10

2 場 所 経済産業省別館第 825 号会議室

3 出席者

【各府省庁】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、  
日本銀行  
【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- (1) 公的部門の分類格付けの見直しについて
- (2) 固定資本減耗の評価に関する取扱いについて

5 議事概要

- (1) 公的部門の分類格付け見直しについて

ア 社会保障基金の取扱いに関する照会結果

平成 23 年 7 月 12 日付け事務連絡「基本計画・SNA 課題対応 WG（公的部門の分類格付けの見直し）に係る意見把握について（依頼）」において照会した社会保障基金の扱いについて、意見を提出した厚生労働省及び経済産業省から、資料 1－1 により、説明が行われた。

これに対する主な意見等は、次のとおり。

- 厚生労働省の意見で、「この見直しにより、国民経済計算の推計に支障が生じないか」との指摘があるが、我が国の SNA における社会保障基金の推計には、IO を直接使用していない。したがって、IO 上の格付けにおいて、社会保障基金に該当するものが、公務になっても、準公務になっても、SNA には推計上の問題は生じない。
- 厚生労働省の意見で「『社会保険事業』部門は、上記『公務』部門に統合される」とあるが、これは、生産活動主体分類上の政府サービス生産者の内訳である「公務」を意味するのか。
  - 「公務（中央）」部門及び「公務（地方）」部門は「政府サービス生産者」から「準公務」に格付けされる部門を除いたもの」を範囲としていることから、「公務」に格付けられれば、「公務（中央）」部門及び「公務（地方）」部門に含まれると判断し、このように記述した。
  - 前述のとおり、推計上の問題はないが、社会保障基金を公務部門に入れるかどうかは検討の余地があると考える。
- 経済産業省の意見で、「最終需要部門に新たなベクトル（事務局注：『社会保障

基金』という新たな最終需要部門)は設けないという理解でよいか」とある。これは、各種共済組合が、仮に、公務に格付けられた場合、新たなベクトルを設けないとすると、産出先として、既存の4つの部門(「中央政府集合的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」、「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」)に、どのように展開するかという検討が必要になるが、一方で、「社会保障基金」が独立した最終需要項目として立っていれば、そこに一括して産出すれば済むというイメージか。

→ 「社会保障基金」という最終需要部門を独立して立てる必要があるとは考えていないが、SNAでは、一般政府の最終消費支出について、中央、地方、社会保障基金の3本立てにされており、IOで、それを立てないとする、取扱いの整理が必要になるということを示させていただいたものである。

- 頂いた意見も踏まえ、**「社会保障基金」に関する格付け基準の取扱いについて**、現時点では、①SNAと同様、IOにおいても、当該基準を採用する。②その結果として、従前の格付けに変更が生じることまでは、幹事会として共通の認識が得られていると考える。ただ、③具体的にどの区分にあてはめるかについては、いくつか選択肢が考えられるので、事務局で整理させていただきたい。

#### イ 平成23年産業連関表における公的部門の生産活動主体分類格付けの見直しの方 向性、及び当該見直しに係る作業依頼

事務局から、資料1-2により、同資料別添「産業連関表における公的部門格付け作業表」に掲げる事業・法人等について、当該事業・法人等を所管する府省庁が、新基準で示されている各要件の当てはめを行った上で、23年表における格付けの案を作成するための作業を依頼した。

これに対する主な意見等は、以下のとおり。

- ①作業表において売上高や生産費用を記入する欄があるが、どの時点のデータを記入すべきか。②また、「生産活動主体分類」で、例えば「政府サービス生産者」に格付けられた場合は、その内訳である「公務」又は「準公務」まで記入するのか。③さらに、「該当する基本分類名」を記入する欄があるが、格付けの変更に伴い、平成17年表の基本分類に該当するものがないという可能性がある。このような場合はどのように記入するのか。

→ ①については、収集できる最新の情報で記入していただきたい。年次の統一までは考えていない。②については、内訳である「公務」、「準公務」まで記入していただきたい。③については、「該当する基本分類名」欄に「現状で該当なし」と記入していただければ結構である。

- 「国民生活センター」は幹事会メンバーではない消費者庁の所管であるが、どこが担当するのか。

→ 消費者庁は内閣府の外局でもあり、内閣府にお願いしたい。

#### (2) 固定資本減耗の評価に関する取扱いについて

内閣府から、資料2により、固定資本減耗の評価に関する取扱いについて説明が行われた。本説明の中で、内閣府からは、以下の認識が示された。

- ① 我が国のSNAにおける見直し状況を踏まえ、固定資本減耗の時価評価につい

て I O においても取り入れることが適切であると考えられる。

- ② 推計に際しては、SNA の経済活動別 23 分類の数値を基礎としつつも、I O の細かい分類に、どのように配分していくかが課題である。
- ③ また、固定資本減耗の推計方法を変えたとしても、あくまで外生部門であり、他府省庁が推計する他部門への影響については特に想定されておらず、通常の計数調整段階における対応で足りると考えられる。  
これに対する主な意見等は、以下のとおり。

- 資料 2 の別添 1 において、固定資本減耗は企業会計の減価償却とは異なる旨の記載がなされている。一方で、投入調査のデータは企業会計をベースにしているので、投入ベクトルは企業会計の減価償却を使用して推計していると思われる。タテ側（列）は、減価償却で推計し、ヨコ側（行）は減価償却ではないということになり、整合性が取れないが、固定資本減耗を列部門別に分割する際の指標について、何か考え方はあるか。

もう 1 点、固定資本ストックマトリックスと固定資本フローマトリックスがあると記載されているが、固定資本減耗マトリックスといったようなものはあるのか。

→ 1 点目については、別添 1 の 6.183 にあるように SNA の固定資本減耗と企業会計の減価償却は違うとされているが、実際の推計となると悩ましい。固定資本減耗の推計は恒久棚卸法を用いるので時価だが、基本分類への分割は減価償却費を用いた比率で行うことになり、減価償却費は簿価ベースなので、完全には時価とはならないという性質を有している。

2 点目については、御指摘のとおり、固定資本減耗マトリックスは存在する。現状の固定資本減耗の推計に当たっては、①過去の固定資本形成の時系列データを産業連関表の固定資本マトリックスを用いて行列に展開して、SNA の固定資本マトリックスの時系列を作成し、②これに今回新たなデータとして使用した「民間企業投資・除却調査」をベースとした償却率をかけて固定資本減耗マトリックスを作成した。つまり、期首の固定資本マトリックスに当期の新たな固定資本形成を積み上げ、そこから、固定資本減耗マトリックスを差し引けば、期末のストックとなるという流れである。

- 今回は、固定資本減耗に関する第 1 回として、内閣府から説明をいただいた。外生部門については、一部を除いて、基本的に内閣府の推計に係る部分ではあるが、各府省庁の共通の認識の下で方向性を整理して上では、具体的な作業手順の変更や、課題に対して想定される対応策についても、今後内閣府において資料の作成をお願いすることになる。依頼は改めてさせていただくが、各省庁におかれても、内閣府に更なる資料の要望があれば、連絡を頂きたい。

以上

**産業連関幹事会**  
**基本計画・SNA 課題対応ワーキンググループ（第3回）**  
**議事概要**

1 日 時 平成 23 年 8 月 25 日（木） 16：20～17：25

2 場 所 経済産業省別館第 1111 号会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議題

- (1) 社会保障基金の取扱いについて
- (2) 公的部門の格付けの見直しについて
- (3) 固定資本減耗の評価に関する取扱いについて

5 議事概要

(1) 社会保障基金の取扱いについて

公的部門の格付けに関連して事務局で整理することとされていた「社会保障基金」に該当する事業、法人等の扱いについて、事務局から、資料 1－1 により説明した。

また、この扱いに関連して、「準公務」の定義の詳細化について、事務局から資料 1－2 により説明した。

これらについて質疑はなかったが、意見がある場合には、9 月 5 日（月）までに事務局に連絡することとなった。

(2) 公的部門の格付けの見直しについて

前回（7 月 21 日）の本 WG において、各府省庁に依頼した公的部門の格付け作業について、事務局から、資料 2 により、格付け案の一覧表を配布するとともに、格付け作業を行うに当たって各府省庁から寄せられた疑問や支障等について、中間報告を行った。

今後のスケジュールとしては、①今回事務局から報告した各府省庁共通的な疑問や支障等についての追加事項、及び②他府省庁が行った格付け案についての意見がある場合には、9 月 9 日（金）までに事務局に連絡することとなった。

また、格付け作業の精査について引き続き行うとともに、個別の格付けについて質問があれば、直接内閣府に相談し、その上で、格付けの追加・修正があれば、9 月 27 日（火）までに事務局に連絡することとなった。なお、9 月上旬については、内閣府において Q E 推計・公表作業のため、非常に多忙であることから、照会する際に、時間的余裕も含めて配慮する旨、事務局から付言した。

本件についての主な意見は、次のとおり。

- それぞれの事業、法人等について、どの府省庁が格付けを行ったのかを、格付け作業表に追加してほしい  
→ 了解した。本日配布の一覧表に、格付けた府省庁名を追加したものを再度送付する。
- 格付け案について、各府省庁に対して事務局からも個別に御相談するので、あらかじめお知らせする。
- Q E 推計・公表作業のため、各府省庁からの照会については、具体的には、9月12日の週以降にさせていただけるとありがたい。  
→ 内閣府のそのような状況も勘案し、格付け作業表の追加・変更の提出期限については、9月27日(火)としているところ。9月の本WGは、9月22日(木)であるので、本日示している一覧表のリバイス版は、10月20日(木)の本WGで提示する予定である。
- 17年表のときに存在したが、今は存在しない事業や法人等があるのではないか。  
→ 確かに、作業表の表側は、17年表作成時の格付け結果から引用しているが、本作業の依頼時において、最新の事業、法人等の区分でお願いし、変更があれば、最新の状況にした上で、その旨を備考欄にも記載するようお願いしている。したがって、基本的に、最新の事業、法人等で格付け案が作成されていると理解している。もし、修正が必要なものがあれば、指摘いただければありがたい。
- 既に事務局に相談している事項についても、改めて、内閣府に確認すべきか。(国土交通省)  
→ それは、個別の積み上げについてということか。  
→ 共通的に該当するものも含まれる。  
→ 事項によっては、事務局から内閣府に聞くが、既に事務局に質問されている事項の扱いについては、再検討させていただきたい  
→ 今後、各府省庁から質問をいただくことになると思うが、内閣府として答えられる内容は、個々の法人の結果数値と、シュミレーションの段階で、それをどのように算出したかという範囲になるので、御承知置き願いたい。

### (3) 固定資本減耗の評価に関する取扱いについて

内閣府から、資料3により、固定資本減耗の評価に関する産業連関表における取扱いについて説明が行われた。

本件についての主な意見は、次のとおり。

- 簿価評価から時価評価への切り替えの作業の具体的方法について、どのように行うことを想定しているのか明確になっているのか。例えば、實際上、時価が存在しないような場合には、どのように処理するのか。  
→ 具体的な推計方法については、まだ詳細には決まっていない。  
→ 簿価評価から時価評価への切り替えについては、例えば、国際金融取引の分野では、自己資本比率規制の流れの中で、ずいぶん以前になされていることで、関連業務を所掌している省庁においては、そのときのノウハウを持っていると思われる。また、国内でも、日本公認会計士協会から評価方法についての国際



的な基準に応じて様々な指針が出されており、今回の時価評価への切り替えについて、参考になるところが大きいのではないか。内閣府においては、そういった省庁に積極的に相談するとともに、既に運用されている情報を活用すべきと考える。

- 今回、推計プロセスの資料も示していただいているが、問題は、この作業プロセスの中で、どの部分が内閣府の作業であり、どの部分について、各省が協力を求められるのかといった点。そして、どのような内容の協力が必要なのか明らかにされないと、議論が進まないのではないか。
- 内閣府で作成される JSNA-FCFM は何部門で作成されるのか。  
→ 23 部門である。23 部門を基本分類に分解するときに、各府省庁の協力が必要である。